

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年10月19日

芳賀地区広域行政事務組合長 井 田 隆 一

1 入札物件及び予定価格

物件 番号	車種	車名	車台番号	初度 登録年月	走行距離	車検	最低 売却価格
1	バキューム車	日野	FC3JCE10599	平成14年 9月	174,430km	一時抹消 登録渡し	700,000円

2 入札参加形態

単体による参加

3 一般競争入札に参加できる者の資格要件

この公告の物件の一般競争入札に参加できる者は、次の各号の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項各号のいずれにも該当していない者。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当していない者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっていない者。
- (4) 市区町村税について未納がない者。
- (5) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する芳賀地区広域行政事務組合職員でない者。
- (6) 入札に係る申請書類を指定した期日までに提出している者。

(注) 別紙（1～2頁）を参照のこと

4 入札参加申し込み

(1) 受付期間 **平成24年10月19日(金)から平成24年11月12日(月)まで**
(ただし、次に掲げる閉庁日を除く。)

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 受付時間 **午前8時30分から午後5時まで**(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 受付場所 真岡市三谷780番地

芳賀地区広域行政事務組合第二環境クリーンセンター

※郵送、電話、FAX及び電子メールによる申込みは受け付けない。

(4) 提出書類

① **一般競争入札参加資格確認書兼申込書**(様式1)

② **住所証明書**

個人の場合 住民票抄本(申請日前3か月以内に発行されたもの)

法人の場合 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)

③ **住所地又は所在地の市区町村税に未納がないことの証明書**(住所地が真岡市の場合は完納証明書、非課税の場合は非課税証明書)

5 入札物件の公開

(1) 場 所 真岡市三谷780番地 第二環境クリーンセンター車庫

(2) 日 時 ①外観のみの見学

平成24年10月19日(金)から平成24年11月12日(月)まで(ただし上記閉庁日を除く)

午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

②車両内部の見学

平成24年10月31日(水)、平成24年11月12日(月)

午前10～午前12時、午後1時から午後3時まで

(3) 申 込 事前に下記第二環境クリーンセンターに電話、FAX、電子メールのいずれかの方法で申し込むこと。

6 入札保証金

免除とする。

7 入札の日時及び場所

(1) 日 時 **平成24年11月16日(金)**

入札受付時間 午後1時00分～1時20分

入札開始時間 午後1時30分

(2) 場 所 真岡市下籠谷4412番地

芳賀地区広域行政センター2階第2会議室

※入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなす。

※入札当日は、内容説明を行わないので、不明な点はあらかじめ問い合わせること。

(3) 入札時に必要な書類等

① 入札書（様式2）

買入希望価格は**リサイクル料込みの価格とし、消費税を含む金額を記入**すること。

② 委任状（様式3）※代理人が入札をする場合のみ持参すること。

③ 本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、外国人登録証等）

8 入札の心得

- (1) 入札参加者は、公告内容、入札に関する条件等入札に必要な事項について、熟知していなければならない。
- (2) 入札者又は代理人は、定刻までに指定する場所に参加し、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、入札者又は代理人自ら提出しなければならない。
- (3) 入札者は、同一物件について他人の代理を兼ねることはできない。
- (4) 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状を提出すること。また、代理人は、同一物件について2人以上の代理人となることはできない。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札者は、入札執行について担当職員の指示に従わなければならない。

9 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがある。
- (2) 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、組合は補償の責めを負わない。

10 開 札

- (1) 開札は、入札終了後、入札者又は代理人の面前で直ちに行う。
- (2) 開札にあたっては、原則として最高の価格をもって申込みをした者とその価格のみを発表するので、内容に疑義のある者は即刻申し出ること。

11 落札者の決定

- (1) 最低売却価格以上の入札者であって、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札を行った入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 同一事項の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札金額を訂正している入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出していない者の入札
- (7) 入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理となり行った入札
- (8) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (10) 郵便による入札

1 3 売買契約

(1) 契約期限

落札者は平成24年11月27日(火)(上記閉庁日を除く)までに落札物件の売買契約を締結しなければならない。

(2) 契約金額

契約金額は、入札書記載金額とする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とし、契約締結時に支払うものとする。ただし、契約締結時に売買代金を全額納付する場合にはこの限りではない。

(4) 売買代金(契約金額)の納付

売買代金は、平成24年12月6日(木)までに契約保証金を差し引いた額を組合の発行する納入通知書にて納付すること。

(5) 費用負担

売買代金のほか、契約経費、運搬費用、登録費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、物品売買に係る全ての費用は買受者の負担とする。

(6) その他の条件

- ① 売買契約に際し、契約書の他別に必要な書類の提出を求められた場合は、指示に従うこと。
- ② 再利用又は処分等を行う場合は、芳賀地区広域行政事務組合が所有していた公用車であることに鑑み、社会規範に反することなく適法適切に行うこと。

1 4 売買物件の引渡し及び登録

(1) 売買物件の引渡し

- ① 売買物件は売買代金支払いに係る書類を確認したうえで、現状有姿にて引き渡す。
- ② 売買物件の引渡し後、組合は瑕疵担保責任を負わないものとする。
- ③ 売買物件は一時抹消登録がなされた状態で引き渡す。
- ④ 引渡し期限は平成24年12月6日(木)まで(上記閉庁日を除く)とする。
- ⑥ 引き渡し場所は真岡市三谷780番地 第二環境クリーンセンター駐車場とする。

(2) 自動車の登録

- ① 売買物件を引渡し後速やかに、買受人の責任において自動車の登録、名義変更を行うこと。
- ② 登録が完了したときは、当該自動車の自動車検査証（車検証）の写し、解体の場合は抹消登録証明書の写しを提出すること。

15 その他

(1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり、そのことを十分理解したうえで入札に参加すること。

(2) 関係書類の配布

①配布期間 **平成24年10月19日（金）から平成24年11月12日（月）まで**

②配布場所 芳賀地区広域行政事務組合第二環境クリーンセンター又は組合ホームページからのダウンロードによる。

(3) 問い合わせ先

栃木県真岡市三谷780番地

芳賀地区広域行政事務組合第二環境クリーンセンター 事業課管理係

電話 0285-75-1905

FAX 0285-75-1911

E-mail dai2cc@i-berry.ne.jp

別 紙

○ 地 方 自 治 法 施 行 令 （ 抄 ）

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 地 方 自 治 法 （ 抄 ）

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

(略)

(職員行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（略）

（指定）

第3条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

（略）

第4条 公安委員会は、暴力団(指定暴力団を除く。)が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

（略）

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

（略）